

## 債券のデジタル証券化とその課題について

廣中 純（三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社）

本報告では、近年その発行残高が拡大しつつあるデジタル証券のうち、企業や地方公共団体が発行する社債や地方債をデジタル化した証券（以下「デジタル債券」という）に焦点を当て、その導入メリットやデジタル債券市場拡大のための課題について論ずる。

「デジタル証券」とは、2020年5月施行の改正金融商品取引法により、債券、株式や投資信託と同様に同法第2条第1項に位置付けられた有価証券である（電子記録移転有価証券表示権利等、セキュリティ・トークンともいう）。有価証券としての権利をデジタル化し、ブロックチェーン（分散型台帳）の技術を利用したシステム（デジタルプラットフォーム）上で有価証券の発行や権利移転等の管理がなされる。

2025年12月末現在、公募のデジタル証券の発行残高は約2,900億円に達しており、そのうちの約90%は不動産を対象とするものである。

近年、企業や地方公共団体などの債券の発行体がブロックチェーン技術に基づき社債や地方債をデジタル債券の形で発行・資金調達を行うための法制度等が整備されつつある。発行体はデジタルプラットフォームを通じてデジタル債券を発行、投資家に提供する。

次に、投資家・発行体にとってデジタル債券には多くの利点があると考えられる。まず投資家のメリットとして、(1)10万円程度の少額から投資が可能となる点や、(2)リアルタイムでの売買取引が可能となることにより、取引の利便性が向上する点を挙げることができる。一方、デジタル債券の発行体や販売会社にとっては、(1)債券の組成から販売に至るまでの諸コストの削減、(2)債券発行後の管理手続きの簡略化、(3)ブロックチェーン技術による不正取引リスクの軽減、および(4)個人投資家を含む幅広い投資家層からの資金調達の実現が可能となる。

最後に、デジタル債券の市場拡大のために解決すべき課題として、(1)従来の証券保管振替機構（ほふり）の機能とブロックチェーンのプラットフォームとを統合した顧客口座の有価証券管理システムインフラの整備、(2)デジタル債券のセカンダリー取引円滑化のため、大阪デジタルエクスチェンジ（株）が提供するデジタル証券の私設市場（START）における売買取引の拡充、および(3)同一金融機関内の顧客間でデジタル債券の売買取引を成立させるための制度（登録PTS制度）の活用を挙げる。また法規制の枠組みを超えた新しい金融商品の仕組みの構築（例：投資信託＋デジタル証券）も当該市場の拡大に寄与するものとする。

以上